

議案第75号

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとお
り定める。

平成24年8月20日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（平成21年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「800,000円」を「756,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。